

生徒心得

本校生徒は商業高校生としての自覚を持ち、社会に貢献できる人材となることが求められている。社会人としての基礎・基本である社会規範を身につけるとともに、様々な資格を取得することを目標とする。

次の諸規定を守り、勉学に励み、明るい学校生活を送れるよう生徒相互に努めなければならない。

1 服 装

登校時の服装は自由であるが、清潔で端正な服装を心がけること。

2 礼 儀

社会人としての正しい言葉遣いを心がけ、外来者、本校職員はもとより、生徒同士においてもあいさつができるよう心がけること。

3 交 友

お互いの人格を尊重し、友情と信頼をもって交際すること。

4 健 康

仕事と学業の両立ができるよう健康には十分留意し、明るい学校生活を送れるよう努力すること。

5 校内の心得

- (1) 校舎内外の美化を心がけること。
- (2) 授業に集中し、授業時間を大切にすること。
- (3) 金銭の貸借はしないこと。
- (4) 遅刻・欠席・早退をしないよう努力すること。やむを得ないときは必ず 学年の先生に連絡すること。
- (5) 登校後に校外に出ることを禁止する。やむを得ないときは必ず 学年の先生に連絡すること。
- (6) 定期考査は不正のないよう厳正な態度で受験すること。
- (7) 授業中においては、携帯電話・スマートフォンは指示のない限り机の上に出さない。
- (8) 授業中の食事は厳禁。水分補給は可能とする。電子機器のある教室の場合は教員の指示に従うこと。

6 校外の心得

- (1) 未成年者にあたっては、未成年者の立入が禁じられている場所に入入りしないこと。
- (2) 下校時は寄り道などせず、できるだけ早く帰宅すること。
- (3) 交通法規を遵守し、交通安全に努めること。

7 喫煙の禁止

本校は敷地内全面禁煙である。

8 薬物乱用の禁止

薬物（危険ドラッグも含む）の有害性、危険性について正しい認識をもち、決して用いないこと。

9 車両通学の許可

勤務の都合上車両通学が必要な生徒は担任に申し出て、年度ごとに校長の許可を得なければならない。自転車での通学については、県条例に従って、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。また、ヘルメットの着用を心がけること。

10 いじめ・暴力行為等の禁止

いじめは人として許されない卑劣な行為である。いじめ、暴力行為等の事実が発覚したときは適切に指導する。

11 特別指導、懲戒

喫煙・飲酒、いじめ・暴力行為、窃盗、教職員に対する暴言・指導に従わない等、本校生徒の本分に反する行為があったときは、特別指導を行う。さらに、懲戒として、停学、退学を命ずることがある。

12 仕事に関して

仕事については、通学、学業に支障のない業種を選ぶこと。勤務先、責任者、勤務時間等は必ず担任に連絡し、変更があった場合にはその都度連絡すること。また、18才未満にあっては労働基準法にふれることのないよう注意すること。